

## V 中長期的な図書館展望に向けて

西東京市図書館は、多様化する価値観や、少子高齢社会への対応について、市民からの要望やアンケート調査の結果などを踏まえ、多方面のサービスに活かして来ました。

新しい図書館計画を策定するにあたり、本計画では「方針に基づく施策の方向性と取組み」として、今後5年間の事業計画を方針と共に示しました。

開催された図書館計画策定懇談会において、事業計画の先を見据えた中長期的な展望を含め、広い視野に立った多くの貴重な意見が出されました。

中長期的な図書館の展望は、合併以後の中央図書館の果たすべき役割や機能を、地域館を含め、どのように位置づけ更新していくかという方向性と、施設から外へ向けた視点でサービスを拡張していく方向性を示しています。

### (1) 中央図書館の方向性

#### ①世代別、目的別ゾーニング

利用者アンケートや他自治体の動向を見ると、利用者は長時間の利用と滞在中の利便性を高めることを求めています。一定の広さを持つ中央図書館は、乳幼児と保護者、児童、一般利用、青少年など世代別の利用の区分けや、読書、調査・研究、学習など利用目的別の区分けなど、それぞれの用途に沿ったゾーニングの設定がされています。

また、施設作りの大きな視点として、静かに読書を楽しめる部屋、図書館を学びの拠点ととらえた個人学習室、グループ学習室や大学図書館におけるラーニングコモンズ※11的な施設の提供など、滞在型を追求したスタイルが考えられています。

最近の傾向としては、中庭やテラス、緑陰読書や吹き抜けの大きな空間など豊かさの感じられる空間を生かしたゾーニングなど、人や情報が行き交う場としての中央図書館が求められています。

#### ②人との繋がり

読書の振興、にぎわいの創出など、図書館利用を通じた情報の蓄積・発信など、利用者と図書館双方向の情報共有や市民との協働を担うネットワークの中心に中央図書館が存在する必要があります。個人利用者やグループ、団体などと図書館がイベントや対話で結びつき、相互にネットワークで繋がる市民の活動を支援する機能の充実が求められています。

ネットワーク作りは継続的なモチベーションが必要です。図書館活動に結び付いた市民活動や団体からの情報発信をサポートします。

※11 ラーニングコモンズ…大学図書館での学生への学習支援を意図して、情報通信環境、学習設備等を備えた場所や施設。

## (2) 中央図書館に求められる機能

### ①保存機能・能力

すべての分野を網羅した資料を配置し利用に供する開架室と、それと同規模程度の保存書庫とが必要です。新たな読書活動の振興に努めるとともに、知的情報基盤の整備を進めることが必要と考えます。

### ②企画運営機能

ミッション、ビジョンの作成・構築、運営形態の検討、職員人事、行政の他部局・他自治体との連携協力などの企画機能

### ③基本的サービスの機能

一般開架書架、児童図書コーナー、青少年向け図書コーナー、AV視聴コーナー、ICTコーナー、新聞・雑誌コーナー、地域・行政資料、閲覧スペース、レファレンス機能、ハンディキャップサービス、事務室・作業スペース

### ④基本的サービスの補完機能

広報機能、物流システム機能、コンピュータシステム機能、選書・受入・整理機能

### ⑤市民満足度向上

滞在型図書館としての環境とカフェなどの快適性を加えた整備、ユニバーサルデザイン※12の考え方によるサービスの実現

### ⑥にぎわい創出

地域振興プログラムやイベント企画、情報発信支援などの地域振興への視点

### ⑦読書振興

読書会やビブリオバトルの開催、朗読会、オーサービジット（作家による訪問授業）、地元書店会との連携による読書振興支援

### ⑧行政・議会支援

行政資料の収集と行政職員のための資料・情報提供機能、議会資料室との連携、議員へのレファレンス支援



中央図書館の書架

※12 ユニバーサルデザイン…すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれる。

### (3) 中央図書館施設の課題

#### ①蔵書収容能力、閲覧スペース等の不足

現中央図書館の蔵書収容能力は、開架室、書庫、地域・行政資料室等を合せて約16万冊ですが、現状は24万冊に達しており、すでに収容能力の限界を大幅に超過しています。

#### ②閲覧席の不足

閲覧席については、成人用、児童用を合わせて53席しかなく、1日の平均貸出者が800人を超えている中央館の施設としては少なく、利用者からは増設を望む声が多く寄せられています。

#### ③貸出主体型から滞在型へ

これまでは、貸出・返却の利便性の向上を優先して運営の効率化を図ってきましたが、近年、市民の多様なニーズに応え、様々な形の学習機会を提供する役割をもつ滞在型の中央図書館が望まれています。閲覧用の机や椅子、CD書架の増設だけでなく、「館内視聴」スペース、「グループ学習席」「個人席」、乳幼児を持つ保護者からの要望が強い「託児室」「授乳室」などの設置も必要です。

### (4) 求められる中央図書館の規模

合築においては、中央図書館の規模を最大で2,850㎡とするプランが考えられました。複合化した施設では、共用ロビーやエレベーター、階段、トイレ、空調・給排水設備なども合わせるとかなりの面積を持つこととなります。

利用者が開架室で30万冊の本を閲覧でき、新聞・雑誌コーナーではゆったり読める書架とソファの配置の工夫がされていることや、レファレンスサービスでの有料データベースの閲覧できるブース席。それぞれのゾーニングには展示やパフォーマンスを行うゆとり、来館された利用者が中央図書館に入館したときに得られるインスピレーションなど、それらを体現できる規模が求められていると考えます。

2000年以降に建設された多摩地域の中央図書館の平均的規模が4,000㎡以上であること、現在の資料数が西東京市全体で80万点に達し、各館書庫が飽和状態であること、西東京市を除く20万人以上の人口を有する多摩地区4自治体の平均資料数が約140万点であることから、本市でも140万点を目標とし、新しい図書館には書庫を含めて90万点以上収容できる中央図書館が必要と考えます。

### (5) 地域館の役割

地域館のこれからの役割は、市民の日常生活に役立つ図書館として、それぞれの施設が市民に向けた特徴的なサービスの充実をさらに進めていくことです。

ビジネス支援を志向する保谷駅前図書館では、ビジネス関連資料に加えて、市民の起業や就活情報、とりわけチラシやパンフレットなどを短期間で更新して最新情報の提供に努めます。

シニア向けの資料の充実を努める柳沢図書館では、情報や資料の提供ばかりでなく、利用者が参加できるイベントやコーナー作りを検討していきます。

ひばりが丘図書館では、中央図書館との2館で西東京市を南北に資料収集面でカバーしあう図書館としての機能、帰宅困難者の避難施設としての側面から災害時の拠点施設機能などの充実を図ります。

芝久保図書館・谷戸図書館は、駅周辺に立地する4館に比べ、周辺が住宅に囲まれ

静かな雰囲気があり、子どもやお年寄りが利用しやすい施設となっています。子ども条例の制定により、子どもへの関心が高まり、注意が払われ、同時に子どもへの読書環境が図書館と地域の大人との努力で充実した内容に拡大していく方策を今後も検討し続けます。

中央図書館建設の際には、柳沢図書館以外の施設に併設されている書庫を有効に活用するよう書庫収蔵資料の再編も必要です。

## (6) 今後の施設の配置について

図書館施設の配置計画については、旧田無市・保谷市の図書館施設から前進していません。

施設・資料・職員は図書館を構成する3要素です。既存施設の配置を見直す際には、資料・職員は中央図書館に集中させ、中央図書館以外の施設の有効活用を図る必要があります。

中央図書館の位置については、鉄道駅に近いことが、動線も含めて利便性が高いと思われてきました。一方、資料の宅配が充実し、高齢者が重い本を持ち帰らずともよい利便性の向上が図られ、コミュニティバスの利用など、駅との関係を重視しない考え方も可能です。物流や生活動線上での交通混雑地域を避け、駅から離れた立地での有用性の比較検討には、利用形態の考察や分析が必要です。

公共施設等総合管理計画の方針として複合施設化での建て替えの考えが前提とされ、今後の中央図書館の建設には、官民連携の手法も含めた検討を行い、全国各地での事例を研究しながらより実効性の高い計画を策定する必要があります。

## (7) 館外へ視線を向けて

教育計画で取り上げた放課後子供教室は、授業外の時間に、地域と連携した人材の活用により、放課後の子どもたちの居場所作りを進めるものですが、これに図書館司書を派遣し、おはなし会などの取組みを進めます。

三鷹市では移動図書館を運行するサービスを実施しています。西東京市内は、道路網の拡幅や幹線道路の建設により以前に比べ、経路によっては図書の運搬への支障が少なくなっていることから、放課後子供教室などの校庭や老人福祉施設敷地などを活用した施設巡回型移動図書館の活用などについて検討していきます。

マルシェの開催に合わせた関係部署とのコラボレーション、子育て中の保護者の身近に本を届ける場づくりなど、可能性を広げる取組みが期待できます。

身近に本と親しむ機会を充実させるため、特に施設外への移動が困難な高齢者へのサービスとして、また図書館施設にとらわれない移動図書館などの視点、複数の高齢者施設には常時、本を置き、周期的に入れ替えを行う等も有効な方法と考えています。

# 資料編

## 第一 (資料収集基本方針)

図書館は、地域における生涯学習を推進する機関として、基本的人権の一つである「知る自由」を利用者に保証し、利用者の必要とする資料を収集する。

## (1) 資料収集の自由

収集方針の内容は、「図書館の自由に関する宣言」に基づき次のとおりとする。

- (ア) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (イ) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (ウ) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
- (エ) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、糾弾を恐れて自己規制したりはしない。
- (オ) 図書館の収集した資料が、どのような思想や主張をもっていようと、それを図書館及び図書館員が支持するものではない。
- (カ) 寄贈された資料を蔵書とする場合も同様である。

## (2) 蔵書構成の基本的考え方

資料の収集においては、資料自体の価値および地域住民の要望に基づき、図書館員が組織的に協議・会議などをもって、図書館全体の機能、各館の役割を考慮し、責任をもって主体的に判断する。

図書館の蔵書構成は、地域住民の共同の本棚および書斎であると考え、市民の要求に即したものとし、次の通りとする。

- (ア) 最新情報  
常に時事情報に目を向け、最新の情報を盛り込んだ資料の収集に努める。
- (イ) 市民要求と利用  
新鮮で魅力ある書架構成を維持するものとし、つねに資料の利用状況を把握し、市民の要求をふまえて、多くの市民の利用が予測されるものを積極的かつ網羅的に収集するとともに、市民の知的好奇心を刺激し、新たな世界がひろがるような蔵書構成とする。
- (ウ) 各館の独自性  
図書館は、各館の規模、機能、役割に応じて収集するとともに、図書館全体の蔵書構成を考慮するものとする。

## 第二 (資料別、対象別収集方針)

図書館は、資料の種類別、利用対象者別に以下のとおりに収集するものとする。

## (1) 図書資料

## (ア) 一般図書

利用者の文化・教養の向上、調査・研究、趣味レクリエーション等に役立つ資料を各分野にわたり、体系的に、幅広く収集する。

## (イ) 児童図書

未来ある子どもたちに読書の喜び、物事を調べることの楽しさを知ってもらえるように、また、知識・感性・情緒の育成を促し、様々な興味に応えられる資料を収集する。

## (ウ) ヤングアダルト資料

ヤングアダルト世代の対象を 13 歳～18 歳とし、青春期特有のテーマ（友情・恋愛・

自立・職業・生き方など)を扱った、読み物・絵本・ノンフィクションなどを中心に様々な分野から収集する。その際、ヤングアダルト世代の要求を考慮し、かつ、その資料の質にも留意した収集に努める。

(エ) レファレンス資料

通常の読書とは異なる参考調査を目的として編集された辞書・事典・年鑑などの資料や二次資料を収集する。その際には、利用者の求める情報が検索しやすく、より正確で信頼性の高い情報が得られる資料を収集する。

(2) 地域資料

市民の「自分が居住する地域」についての様々な調査・研究・学習の要求に対して、図書館が資料をもって応えることは重要な責務の一つである。

西東京市に関する資料については、それらを西東京市以外の機関に委ねることはできないことから、印刷物を中心に可能な限り収集する。

また、隣接する行政自治体の資料及び東京都の資料も収集する。

(3) 逐次刊行物

新聞・雑誌などの逐次刊行物は、内容の速報性を重視し、市民の趣味趣向や流行に留意し、生活に密着した情報から学術調査・研究に役立つものまで提供できるように、各分野において幅広く収集する。また、地域社会の国際化に対応するため、外国語の逐次刊行物についても留意する。

(4) 視聴覚資料

利用者に対する幅広い資料提供の一環として、視聴覚資料を提供する。図書資料等、紙のメディアだけではその分野を知る上で充分ではないと考えられるもの、表現方法において、視聴覚資料の方が優れていると考えるものを収集する。

資料の形態については、社会に広く受け入れられているものを対象として収集する。その際には、著作権法に十分注意する。

(5) ハンディキャップサービス資料

主に、視覚に障害のある利用者の幅広い要求に応えるために、一般の書籍・雑誌など墨字資料に代わり、直接、知識・情報を得ることができ、読書を楽しむことのできる形態の資料を収集する。また、これらは出版点数がごくわずかであることから、自館作成にも努める。

(6) 非核・平和に関する資料

非核・平和に関する資料を積極的に収集する。原爆関係の資料は、「原爆小文庫」に別置き収集するものとする。

(ア) 特殊コレクション「原爆小文庫」

1976年、下保谷図書館開館当時、市内在住の評論家故長岡弘芳氏の寄託資料を基に特殊コレクションとして「原爆小文庫」を設けた。原爆関係の文献収集に傾倒し、それらを「”まちの図書館”で気軽に多くの人に読んでもらいたい」という氏の意向を受け、広島・長崎を中心に原爆関係の資料を形態にとらわれることなく幅広く収集する。

付則 この基準は平成13年6月15日から適用する。

付則 この基準は平成31年1月31日から適用する。

## 西東京市図書館計画策定懇談会設置要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、西東京市図書館計画（以下「計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため設置する、西東京市図書館計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提言する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他教育長が必要と認めること。

### 第3 構成

懇談会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 西東京市図書館協議会委員 4人以内
- (3) 公募による市民 2人以内
- (4) 西東京市社会教育委員及び西東京市公民館運営審議会委員 2人以内
- (5) 西東京市図書館の職員 3人以内

2 委員の任期は、第2に規定する所掌事項についての検討の結果を教育長に提言する日までとする。

### 第4 座長及び副座長

懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### 第5 会議

懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 座長は、懇談会で必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### 第6 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

- 2 懇談会の会議の傍聴者は、5人以内とする。ただし、座長が必要と認めるときは、これを変更することができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、懇談会の会議の傍聴に関し必要な事項は、座長が別に定める。

### 第7 謝金

第3第1項第1号から第4号までに規定する委員が懇談会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。

### 第8 庶務

懇談会の庶務は、教育部図書館において処理する。

### 第9 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。



西東京市図書館計画策定懇談会委員名簿

区 分		氏 名
学識経験者	実践女子大学短期大学部教授	まつお しょうじ ◎松尾 昇 治
	元福生市立図書館長	しま ひろし ○島 弘
西東京市図書館協議会委員		すずき あや 鈴木 綾
		にしむら くみこ 西村 久美子
		ふじさわ かずお 藤澤 和男
		やまぐち えいこ 山口 英子
公募による市民		うえだ なおと 上田 直人
		たけだ ごろう 武田 五郎
西東京市社会教育委員		せつが たけふみ 攝賀 武文
西東京市公民館運営審議会委員		まつしま まこと 松嶋 真
西東京市図書館の職員		なかがわ きょういち 中川 恭一
		しじょう おさむ 司城 修

◎…座長 ○…副座長

西東京市図書館計画策定懇談会会議開催状況

回数	開催日	検討内容など
第1回	平成30年4月24日	西東京市図書館の活動概要について 図書館事業評価について
第2回	5月22日	(仮称)西東京市図書館計画骨子案について
第3回	6月19日	「基本的な考え方」について
視察	7月6日	視察先：世田谷区立中央図書館
第4回	7月10日	「基本的な考え方」について
第5回	8月21日	「基本方針」「施策の方向性」について
第6回	9月11日	「取組項目」及び「事業内容」について
第7回	10月17日	図書館計画(素案)について
第8回	11月7日	図書館計画(素案)について
<p>パブリックコメント(市民意見提出手続き制度)の実施 平成30年12月15日から平成31年1月15日まで 提出結果20人60件</p>		
第9回	平成31年1月30日	図書館計画(素案)パブリックコメントの結果について
第10回	2月12日	図書館計画最終案のとりまとめ

## 西東京市図書館計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）

平成 31 年 3 月

発行：西東京市教育委員会

編集：西東京市教育委員会 教育部図書館

〒188-0012 西東京市南町五丁目 6 番 11 号

Tel : 042-465-0823

Fax : 042-463-9150

<http://www.library.city.nishitokyo.lg.jp>